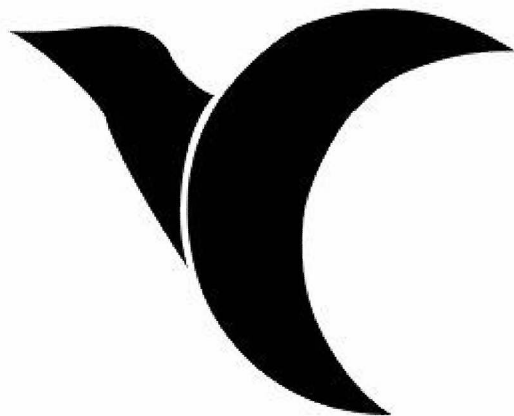


「おいでなんしょプラ」

豊丘村人口増対策基本計画



平成18年 8月

豊 丘 村

「おいでなんしょ」プラン

豊丘村人口増対策基本計画

目 次

I	基本計画の策定趣旨等	1
	1. 目的	1
	2. 位置付けと計画期間	1
	3. 計画の推進	1
	＊人口増対策推進体制図	2
II	現状と課題	
	1. 現状	3
	1) 人口の推移	3
	2) 就業人口の状況	4
	3) 土地価格の動向	5
	4) 土地利用の状況	5
	2. 課題	6
III	施策の体系・方向	7
	1. 施策の基本的考え方	7
	1) 施策構築上重要な3つのコンセプト	7
	2) 施策の方向性	7
	2. 具体的な施策体系と方向性	8
	1) 住宅対策	8
	2) 企業誘致・雇用対策	8
	3) 余暇・交流対策	9
	4) 福祉・教育・医療対策	9
	5) 結婚対策	9
	6) 土地利用計画の推進	9
	7) 計画推進のために	9
	＊施策体系図	10

I 基本計画の策定の趣旨

1. 目的

近年、豊丘村においても人口減少が進行しています。

人口の減少は、村民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や財政にも大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤に関わる深刻な問題となっています。このため、現に生活している村民は勿論のこと村外の人々をもひきつけることができ、魅力ある豊かな暮らしを創出できるような施策を展開することにより、人口の流出・減少を抑制し、定住化を促進することを目的に計画を策定するものです。

2. 位置付けと計画期間

村のマスタープランである「第4次豊丘村総合振興計画」は平成15年3月に策定され、基本構想の柱である「心ふれあい しあわせ実感 うるおいの郷 とよおか」実現のために様々な施策が行われてきました。

その基本構想の目指すべき人口規模は7,500人としているところですが、現在全国的に人口が減少していくという予測の中で、当村においてもその流れが強まる傾向にあり、人口の減少に歯止めをかける施策が強く求められています。

このような状況の下、本計画は人口減という本村にとって最も大きな課題に取り組む計画であることから、豊丘村基本構想の実現を支えるものとしての位置付けとします。

なお、本計画の期間は、開始年度を平成18年度とし、目標年度を5年後の平成22年度とします。

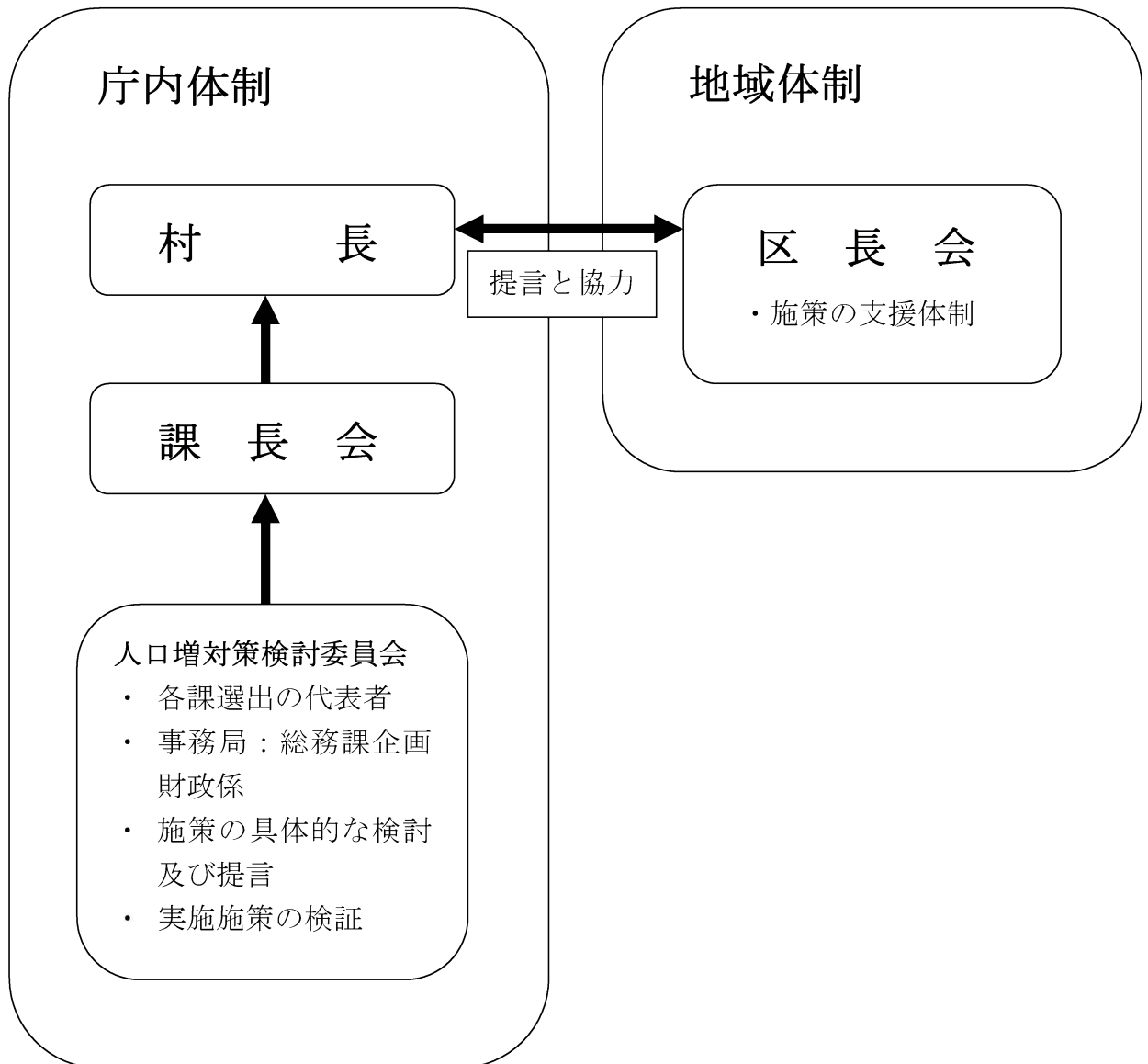
3. 計画の推進

定住とは、「中・長期にわたって一定の場所に生活の根拠を置くこと」と定義されていますが、人が何故そこを選択し住むのかについては、人によって様々で、複合的な理由により選択すると考えられます。

このことから、庁内関係各課等の職員により構成された「人口増対策検討委員会」において具体的な施策を検討・提言し、その後実施施策の検証を行い、更に新たな施策の検討・提言を行うこととします。

なお、地域の支援体制も重要なことから「区長会」をその位置付けとする。

【人口増対策推進体制】

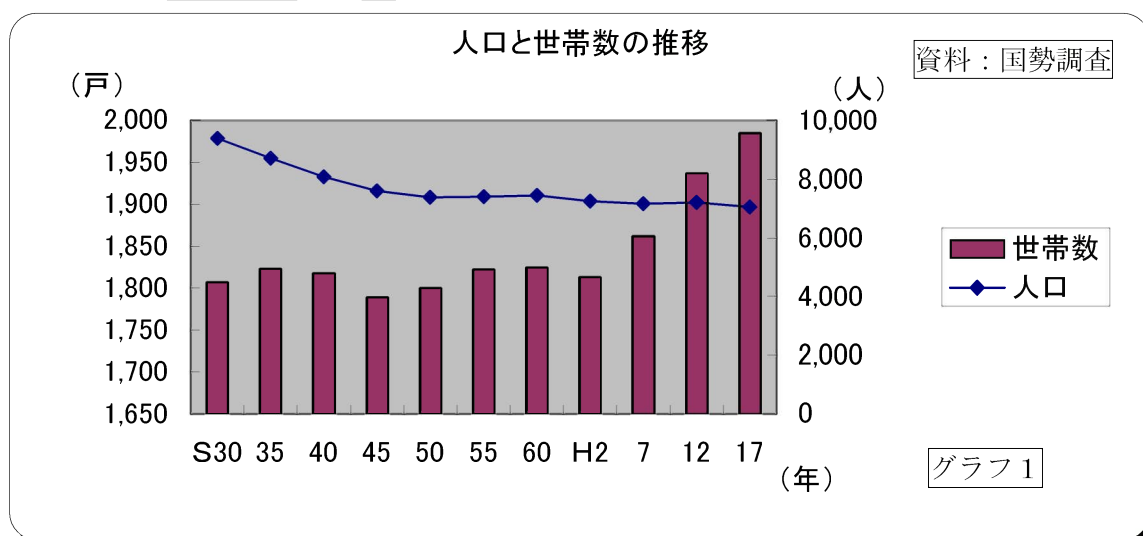


II 現状と課題

1. 現状

1) 人口の推移

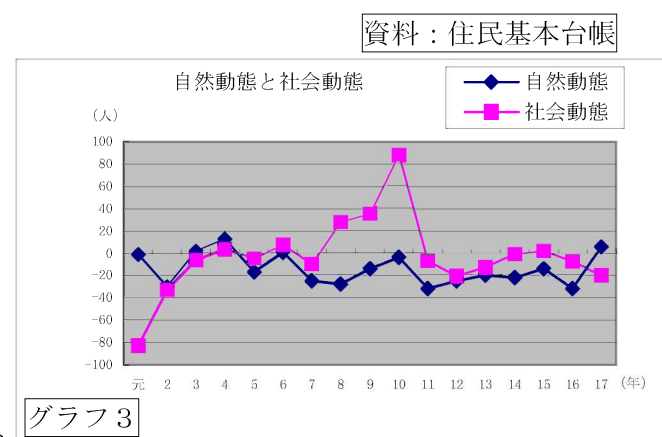
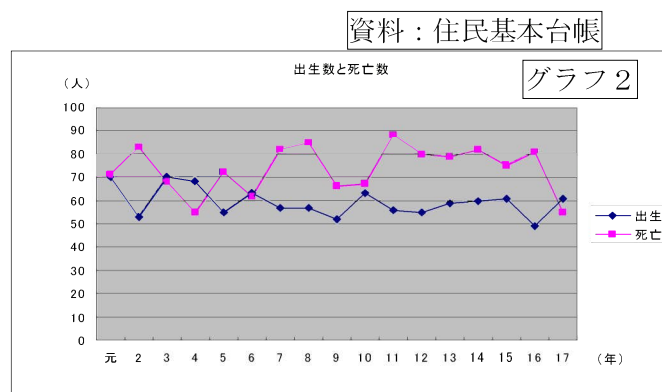
豊丘村の人口は、平成の時代の前から年々微減というかたちで推移して徐々にではあるが、減少を続け平成17年度には7,068人になっている。又、コーホート法による人口の予測値は、平成24年度に目標値7,500人とはほど遠い6,864人と予測されています。[グラフ1](#)及び[5](#)



(1) 自然動態及び社会動態

[グラフ2](#)のように平成元年から出生と死亡の状況は、平成3・4年を除いて常に死亡数が、出生数を上回っており、人口減少のひとつの大きな要因になっています。特に出生数を見ますと、平成5、6年ごろから年間60人前後と年間に生まれる子供の絶対数が落ち込んできており、全国的な問題となっている少子化についても本村も例外でないことを示しています。

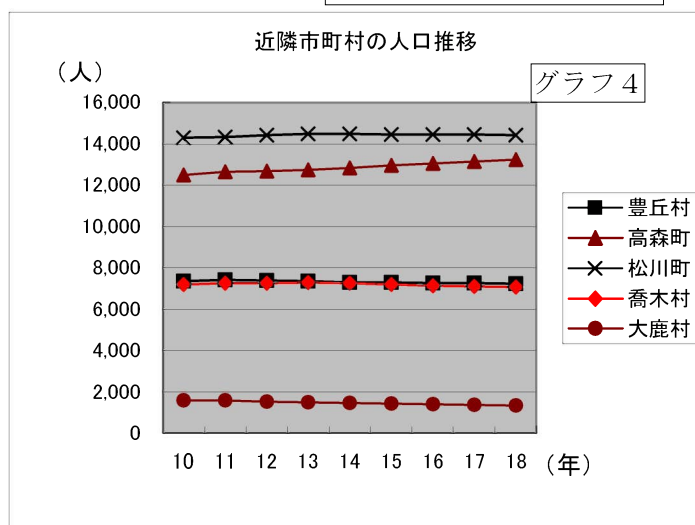
また、[グラフ3](#)の自然動態と社会動態の関係では、近年、自然動態はほぼマイナス傾向、社会動態は平成8～10年ころ一時プラスに転じているものの平成11年以降はマイナス傾向と両数値とも人口減少の要因となっている。



(2) 近隣市町村の人口動向

グラフ4のように本村の近隣町村及び本村と類似する町村の人口推移の状況は、高森町及び松川町は年々人口規模が増加しているが、本村を含むその他の町村については、すべて減少傾向である。これは、増加傾向にある町村へ減少傾向にある町村からの人口流出といっても過言ではありません。参考までに、この地域の中核市である飯田市も年々人口は減少している。

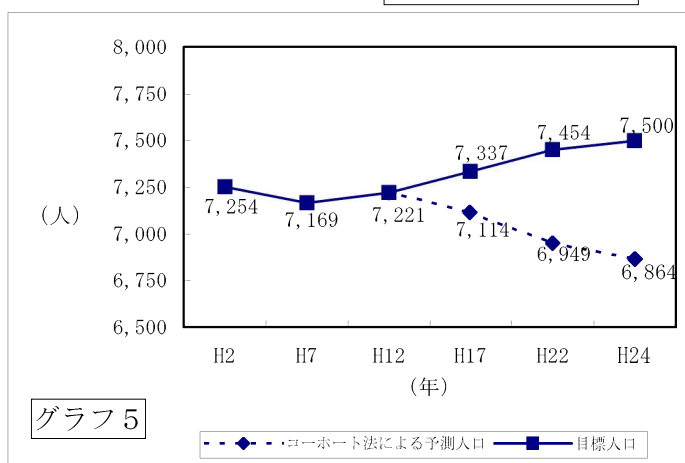
資料：市町村ハンドブック



(3) 今後の人口予測

グラフ5のように自然動態並びに社会動態を考慮して今後の人口予測(コーホート法)を行うと、自然動態並びに社会動態それぞれが減少傾向にある現状では、人口が増加する要因が考えられないため、村の基本構想にある目標年度の平成24年には6,864人と予測されています。

資料：総合振興計画



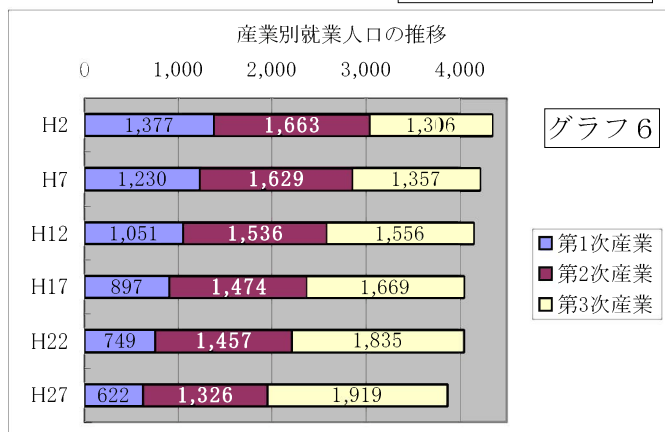
2) 就業人口の状況

(1) 就業人口等

グラフ6による産業別就業人口の推移の状況は、年を追うごとに第1次産業は減少し、第2次・第3次産業がそれぞれ増加しています。

これは、第1次産業である農林業の後継者不足や農業従事者の高齢化といったマイナス要因を背景に、かつて家計を支える産業であった農業も、近年においては自家用に耕

資料：総合振興計画



作し消費する規模の縮小傾向に移り、家計の主たる収入を第2次第3次産業に求める傾向となっている。そのため村内には、耕作できなくなった優良農地も数多く見られるようになり、今後そういった土地の有効利用や農業後継者の育成といった課題も検討する必要があります。

3) 土地価格の動向

(1) 住宅地の動向

グラフ7のように、近年の土地価格の動向は、平均価格で平成13年をピークに減少傾向を続けている。また、最高価格についても同様の傾向が見られる。

この状況については、低迷する景気の動向に比例するかたちで、土地価格の下落は続いているが、現在に至っては土地価格の下落は、下げ止まりとなっている。こういった傾向にある現状は、土地を購入する時期としては非常に有利な時期といえ、民間事業者等による宅地開発に係る造成費の経費負担も抑えられるため、

より低価格な土地の売買も促進されるとともに、「家を建てる」という意識も高くなってきている。しかし一方では、景気の低迷も影響しているために、意識では高いものの実際に「家を建てる」といった際には、慎重になってしまうというような傾向にあるため、それを促進させる何らかの施策の構築が必要と考えられる。

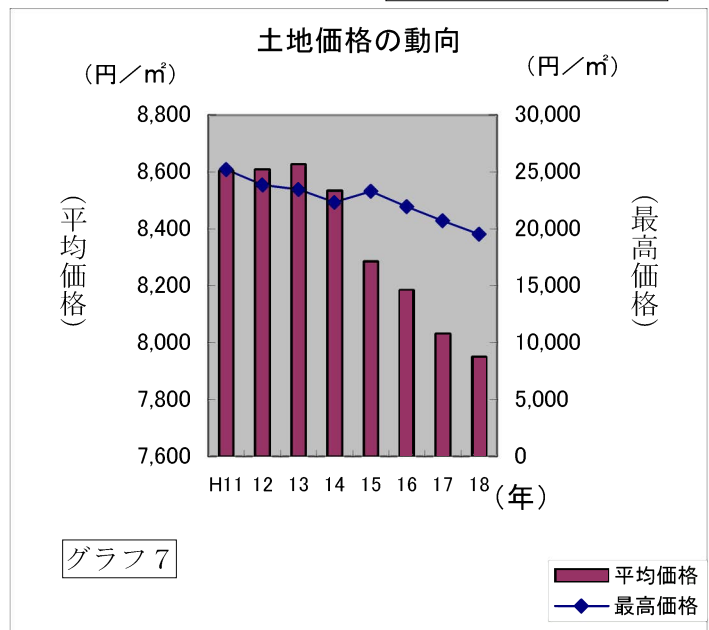
4) 土地利用の状況

(1) 農地転用の状況

グラフ8は農地を宅地、その他の用途に転用した件数を表しています。転用の件数の合計は、平成10年度から平成17年度まで287件に上っています。

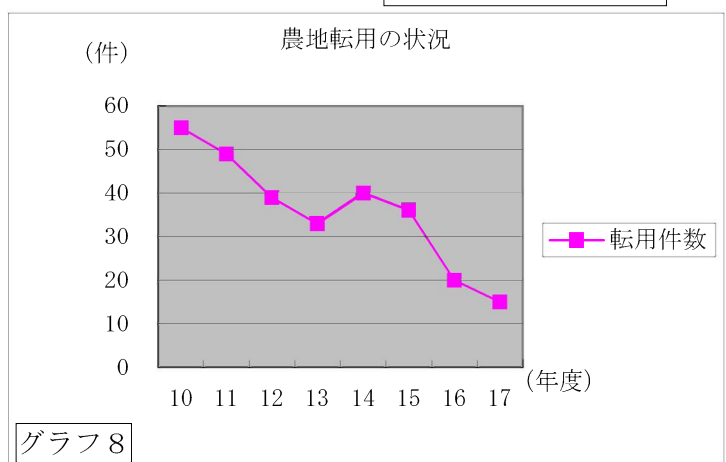
グラフの推移事態は年々下がっていますが、農地が転用され宅地又はその他の用途に利用されています。

資料：税務係概要調査



グラフ7

資料：農業委員会提供



グラフ8

2. 課題

- (1) 人口の減少は、村民生活や行政運営のほか様々な分野での影響をもたらすものです。このため、豊かで魅力的な居住環境の整備を急がなければなりません。
- (2) しかし、居住環境の整備は長期にわたることから、人口増加のための短期集中的な対策が必要となります。また、そのことに伴う様々な波及効果にも着目した内容にすることにより、地域振興効果を図ることが政策的に重要となります。
- (3) 人口増加のための短期集中的な対策の先進事例としては、結婚祝い金や出産祝い金、就職祝い金、新規転入者定住奨励金、新規転入者住宅取得助成、新婚夫婦民間住宅家賃助成などがありますが、各種祝い金などの事業効果はどの程度のものか測りがたいものがあります。
本村の施策として、村外からの新規転入者や村内に在住する新婚等若者の定住のために「住まいの確保」を支援していくことが必要であり、その場合、個人住宅投資を活性化することによる内需誘発や経済波及効果をも見通したものにすることが重要です。
- (4) 定住条件の重要な柱の一つに、「住まいの確保」の前提として「働く場の確保」があります。このため、企業が立地しやすいようにするための対策を検討することが必要です。
- (5) また、定住のための条件整備や子育て環境の整備など、本村に転入者や若者を呼び込むための魅力やセールスポイントが不十分であり、そのための対策を検討することが必要です。
- (6) さらに、総合相談窓口の設置や、村職員をはじめ地域住民の受入に対する心構えを向上させ、基本計画にふさわしい環境を整えることが重要になります。

Ⅲ 施策の体系・方向

1. 施策の基本的考え方

1) 施策構築上重要なコンセプト

施策を構築するにあたり、費用対効果の考え方はもちろんのこと、その施策構築のため目的や方向性をあらかじめ確認しておくことが重要です。このことにより、構築される施策に相関性が保たれ、より多くの効果を期待することができます。このことから、以下のコンセプトを掲げることとします。

- (1) 現代は、「そこに住まなければならない」という宿命的な定住ではなく、自己の生き方によって地域を選択し定住する「選択的定住化の時代」です。このことを踏まえ、地域以外の人だけではなく、郷土の将来を担う人材育成に寄与し、地域内の若者や子供たちにも選択される地域づくりを行っていくことを重視した対策とします。
- (2) 豊かさや暮らしやすさに着目し、地域で生活している人たちが住みつづけたい、また、I J U（移住）ターン希望者にも住んでみたいと思えるような計画とします。
- (3) 豊かさとは、経済的豊かさ（雇用機会、適職）、精神的豊かさ（趣味、伝統文化やイベントといった楽しさの享受）、環境の豊かさ（緑多い自然、人を育てる環境等）であり、これらを総合的に考慮した対策とします。

2) 施策の方向性

以上3つのコンセプトを基本に生活環境という観点からその指標を求めると、①住宅・環境、②企業誘致・雇用、③余暇・交流、④福祉・教育・医療、⑤結婚対策、⑥土地利用計画の推進の6つに区分され、それぞれに方向性を見出すと以下のような方向が有効であると考えられます。

- (1) 住宅・環境
 - ・ 宅地・住宅の提供の促進
 - ・ 若者等定住対策の推進
 - ・ 新規就農者等の支援
- (2) 企業誘致・雇用
 - ・ 新たな雇用の場の創出
 - ・ 企業誘致の促進
- (3) 余暇・都市との交流
 - ・ 公園やスポーツ施設等の活用

- ・ 都市との交流の充実・拡大（グリーンツーリズム等）
- (4) 福祉・教育・医療
 - ・ 子育て支援の充実
 - ・ 個性ある教育環境づくり
 - ・ 健康づくりの充実
- (5) 結婚対策
 - ・ 結婚を促すため施策構築と環境整備
- (6) 土地利用計画の推進
 - ・ 土地利用計画に基づいた土地利用の推進

2. 具体的な施策体系と方向性

「暮らしやすさとその魅力」という観点からの施策体系と方向性は前項のとおりですが、人口減少は既に述べたように、数多くの事象が複雑に絡み合う結果の減少であり、その対策も自ずと多種多様な施策が求められることとなります。

しかし、本村が全ての施策を実行に移すための財源等を確保することが難しい現状にあっては、限られたものの中で利用・活用をはかりつつ、潜在的魅力を引き出し、人や企業をできるだけ誘引することができる内容とすることが最善の方策となります。

このことから、本計画における具体的施策の体系については、「住宅対策」並びに「企業誘致及び雇用対策」を基本とし、効果的にこれを支えるものとして「定住を促すための条件整備の推進」を掲げ、一貫した体制の整備と村のイメージ向上を図る内容とします。

なお、人口減少は日々進行しており、このことは、早急な対策が必要であることを意味するものであることから、できる施策から順次実施していくこととします。

1) 住宅対策（宅地・住宅の提供の促進、若者等定住対策の推進、新規就農者等の支援）

定住等の促進を図るには、良好な住環境と快適な生活環境の情報提供が必要です。定住環境の情報を積極的に発信するほか、新規転入者及び村内在住の新婚夫婦、また I J U（移住）ターン者の生活拠点としての新たな住まい等を支援します。

また、本村は、温暖で豊かな自然に恵まれ、多彩な農産物を生産しています。こうした地域の特色を PRすると共に夢のあるものとして、新規就農や移住希望者等を支援し、側面から定住の促進を図ります。

2) 企業誘致・雇用対策（新たな雇用の場の創出、企業誘致の促進）

企業の新規立地や増設等は、地域経済の活性化と雇用の場の確保に大きく寄与

するほか、村外従業員等の定住化を促す効果があります。

このことから、なお一層の積極的な企業誘致を展開するとともに、新規立地企業に対する支援や既存企業の増設等を支援します。

また、就業は、人の生活の基礎的かつ重要な要素です。地元就業先が「あるかないか」は、定住促進に大きな影響をもたらすと考えられることから、新規立地企業が雇用する場合について、地元雇用の奨励と支援を行います。

3) 余暇・交流対策（地域文化の向上等魅力あるむらづくりの推進）

地域の歴史や文化は、村民の財産であり、未来へと継承し、また発展させていくものです。これら固有の地域文化をよりよく生かしていくことで魅力ある定住環境の形成を図ります。

また、定住する村民の余暇活動の選択性を広げるため、気軽なスポーツやレクリエーション活動及び優れた芸術文化に触れられる機会の拡大に努めます。

4) 福祉・教育・医療対策（定住を促すための条件整備の推進）

未来を担う子供たちを、安心して生み育てられる環境づくりが必要とされています。

こうしたことから、女性が子供を産み育てながら働き続けられる特色のある環境づくりを推進しつつ、また、保健・福祉・教育の各分野が一体となった、連携体制の整備・充実に努め、子育て環境の充実と支援を図ります。

5) 結婚対策（結婚を促すための施策の構築と環境整備）

人口減少の大きな要因の一つである、未婚化・晩婚化が増えている現状を踏まえ、結婚に対して魅力を感じ、一組でも多くのカップルが誕生できるような施策の構築と環境の整備を図ります。

6) 土地利用計画の推進

住宅地域・工業用地域・商業用地域・農業用地域・自然景観地域と調和の取れた地域づくりを目指すとともに、土地利用計画に基づいた秩序ある土地利用の一層の推進を図ります。

7) 計画推進のために

定住促進には、村民と行政が共に地域を育むことが重要であり、行政として一貫した体制を整備し計画の推進を図ります。

また、本村は、温暖な気候で豊かな自然環境と直接触れ合える地域であり、誰もが暮らしやすく、また子供が育てやすい、そして人にやさしい健康と福祉の村であることを村民と行政の協働で情報発信し、村のイメージアップの推進を図ります。

施策体系図

